

全農薬通報

No300

平成 27年12月20日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・全農薬からのお知らせ
- ・組合員の動き等

◎行政からのお知らせ

- ・「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱い」の
制定及び留意すべき事項について
- ・空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の制定について

◎全農薬ひろば

- ・全農薬事務局職員から年末のご挨拶



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

電話 03-3254-4171 FAX. 03-3256-0980

<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail: info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

1月13日（水）	農薬工業会との意見交換会
2月1日（月）～5日（金）	第84回植物防疫研修会
2月3日（水）	全農薬近畿地区会議（大阪ガーデンパレス）
2月4日（木）	全農薬中国・四国地区会議（メルパルク岡山）
2月5日（金）	全農薬九州地区会議（火の国ハイツ）
2月9日（火）	全農薬北陸地区会議（石川県農業共済会館）
2月10日（水）	全農薬東海地区会議（メルパルク名古屋）
2月16日（火）	全農薬関東・甲信越地区会議（東京ガーデンパレス）
2月17日（水）	全農薬東北地区会議（盛岡メトロポリタンニューウイング）
2月18日（木）	全農薬北海道地区会議（札幌商工会議所）
4月14日（木）	全農薬第275回理事会
7月15日（金）	安全協「農薬シンポジウムin 滋賀」
7月から9月	安全協「農薬シンポジウム」開催予定（静岡県、愛媛県）
9月15日（木）	全農薬第276回理事会
10月下旬	第4回農薬安全コンサルタントリーダー研修会
10月21日（金）	全農薬監査会
11月15日（火）	全農薬第277回理事会
11月16日（水）	全農薬第51回通常総会（第278回理事会）
	安全協第39回全国集会（海運クラブ）
12月8日（木）	全農薬第279回理事会

「全国農薬業厚生年金基金」

1月22日（金）	委員会（財政検討）
2月24日（水）	理事会、代議員会

「植物防疫関係団体」

- 1月12日（火） 植物防疫団体総務連絡会
- 農薬工業会
 - 1月5日（火）農薬工業会賀詞交換会（経団連会館）
- 日本植物防疫協会
 - 1月14日（木）（一社）日本植物防疫協会シンポジウム（日本教育会館）
- 関係団体（全肥商連、全農機）
 - 2月25日（木）全国農業機械商業協同組合連合会 創立60周年記念式典（明治記念館）

組合からのお知らせ

1. 全農薬受発注システム利用メーカー協議会

「第一部」分科会

日時：平成27年10月21日(水)、14:30~15:30

場所：全農薬ビル9F 会議室

内容：

1) 全農薬受発注システム利用分野(緑化部門)拡大について

出席者：石原バイオサイエンス(株)、シンジェンタジャパン(株)、ダウ・ケミカル日本(株)、
日産化学工業(株)、全農薬受発注センター

事務局（堀江参事）

「第二部」

日時：平成27年10月21日(木)、15:30~16:30

場所：全農薬ビル9F 会議室

内容：

1) 「農薬チラシ検索ポータル参加」について

2) 全農薬受発注システム利用分野(緑化部門)拡大について（報告）

3) 組合員へのアンケートについて

4) その他

出席者：全農薬受発注システム利用メーカー（9社）

全農薬受発注センター、事務局（堀江参事、宮越）

「第三部」

日時：平成27年10月21日(木)、16:30~17:00

場所：全農薬ビル9F 会議室

内容：

1) 配送便機能の利用状況についての意見交換会

出席者：シンジェンタジャパン(株)、住友化学(株)、日産化学工業(株)

日本農薬(株)、全農薬受発注センター、事務局（堀江参事）

2. 「監査会」

日時：平成27年10月23日(金) 10:00~12:00

場所：農薬工業会 会議室

議事：

1) 平成27年度決算書類等の監査について

出席者：青木理事長、宇野副理事長、池田監事、田中監事、金井監事

事務局（堀江参事、山本副参事、池内経理担当）

3. 第3回農薬安全コンサルタントリーダー研修会

日時：平成27年10月28日(水)午前11時～10月30日(金)午後5時20分

場所：全農薬ビル9F 会議室

受講者：34名

担当：宮坂技術顧問



全農薬の「農薬安全コンサルタントリーダー」は、今回で3回を終了しました。全農薬では、「農薬安全コンサルタント」のレベルアップを目的に平成25年から実施してきました。そもそも、青木理事長から昨今の農薬を取り巻く情勢を見ると、「これから我が国の農薬

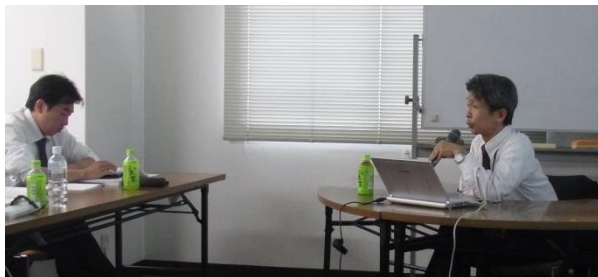


状況も欧州連合（EU）のように益々規制が厳しくなり、登録農薬も少なくなることが想定されるので、我々組合員も、農業現場で対応できる病害虫・雑草診断技術を身につけ、少ない農薬でも効果的に病害虫・雑草に対し防除指導が出来る「人間のお医者さん」のような病害虫防除専門家の養成が急務であり、最終的には「病害虫・雑草防除の処方箋」の書ける専門家を育て技術的な付加価値で農薬を販売できるようにしなければ我々の組織（農薬の卸業）はつ

ぶれるか単なる運送屋になってしまう。

その対策として、現在の「農薬コンサルタント」のレベルアップを図り、「植物のお医者さん」と行かないまでも、病害虫・雑草に対する防除の「処方箋」の書ける位の専門家を養成したい。との理由で、平成25年2月の全農薬地区会議から「農薬コンサルタント」を対象とした地域研修「現場で役立つ技術研修」を実施。また、青木理事長から提案された本部におけるレベルアップのための研修を「農薬安全コンサルタントリーダー研修」と命名し、2泊3日で実施することを計画。平成25年から年1回、9月または10月に実施しております。研修実施に当たっては「現場で役立つ病害虫・雑草の見分け方や対処法（防除法）」、「具体的な農薬の毒性評価と安全性評価」について、主要作物を中心とした病害虫・雑草防除技術について研修カリキュラムに組み込み、2泊3日で実施できる研修プログラムを作成。それに基づき講師の選定を行い、全農薬9階会議室において34名規模で研修を実施。平成27年10月30日、第3回の本部研修を終了したところです。

具体的な研修内容は、地域研修においては、全農薬のブロック単位（北海道、東北、



関東・甲信越、北陸、東海、近畿、中国・四国、九州）の 8 地区において、それぞれの地域で問題になっている技術的テーマと、全国的なテーマで構成した講演を実施しております。また、本部で実施する研修においては「植物防疫行政と関係

法規」、「農薬行政と関係法規」それぞれを農林水産省に御願いし、技術関係については「水稻害虫と防除」、「水稻病害と防除」、「水稻雑草と防除」、「果樹の害虫と防除」、「果樹の病害と防除」、「現場に役立つ害虫診断」、「現場に役立つ野菜・花きの病害診断」、「農薬の毒性と安全性評価について」、それぞれを国内一流の講師に御願いし実施しております。

具体的には、最新の植物防疫、農薬行政については農林水産省の担当課長補佐様から最近問題となっている事案を組み込んだ講義を、野菜の病害の診断の例では、80 分の講義の中で、講師の先生が野菜病害の診断方法について、病気の原因が「カビ」、「バクテリア」、「ウイルス」かを現場で簡単に判断できる具体的な事例をスライドで提示していただきながら適切な農薬の選定法や、防除方法の講義を。また、現地ではなかなか勉強する機会の少ない農薬の毒性試験方法や、農薬の安全性評価についても、（一財）残留農薬研究所の理事長に、農薬の毒性試



験の方法、安全性評価の方法について 160 分（2コマ）の講義を。全農薬としては、最終目標を植物の病虫害・雑草の防除方法について、人間のお医者さんのような「処方箋」の書ける農薬安全コンサルタントリーダーを育成したいと目標を高く掲げておりますが、今年で 3 年目、ようやく全国に約 50 名の農薬安全コンサルタントリーダーが誕生しましたので、まずは組合員（社内）及び地域における農薬の適正使用の指導の中核的存在となり「安全協のリーダー」として、農薬の

適正使用に役立つ地域の安全協活動をリードする役割を担っていただきたいと考えております。また、要望があれば、「農薬の出前講座」などの講師として活動していただきたいと考えております。

これらの活動を手助けするツールとして、全農薬では、全農薬のホームページ上に、賛助会員（農薬メーカー）様の技術資料とパンフレットを公開し、「農薬安全コンサルタントリーダーが農業現場でタブレット端末を介して指導できる体制を整備しております。どなたでも見る事が出来る部分と、組合員だけが ID を入力し閲覧する部分に分かれますが、「字が小さすぎて農薬の適用表が



見にくい方」は是非タブレット端末で拡大する等の活用も出来ますのでご利用下さい。農薬適正使用の一端になれば幸いと考えております。



因みに、平成 27 年度地区会議（平成 27 年 2 月開催）は、「農薬安全コンサルタントリーダー」の更なる技術力向上を最大の目的として地域に密着した課題を研修会の講演内容として準備し、農薬安全コンサルタントリーダー資格取得のための受講ポイントとして加算することとしたため、過去最大約 460 名の組合員が地区会議に出席しました。このことは、全農薬組合員結束のためにも役立っ

ているところです。

「農薬安全コンサルタントリーダー」の受験資格。

1. 受講資格

「農薬安全コンサルタントであって毒物劇物取扱責任者の資格を有する者」とハードルを低く設定し農薬安全コンサルタントが、受講し易くした。

2. 資格認定のための研修・ポイント

地域研修「現場で役立つ技術研修」を講義受講した者は、1 講義で 1 ポイント、2 講義で 2 ポイント獲得。本部研修を受講して試験に合格した者は 6 ポイントを獲得、受講したが試験に不合格の者は 2 ポイント獲得することが出来る。但し、10 ポイント有する者であっても、本部研修を受講し、試験に合格しないと「農薬安全コンサルタントリーダー」としては認定されない。

4. 平成 28 年度第 1 回役員選考準備委員会

日時：平成 27 年 11 月 17 日(火)、13:30~15:00

場所：全農薬ビル 9F 会議室

議事：

- (1) 役員選考の進め方について
- (2) 役員選挙規約による役員選考の進め方について
(スケジュール、理事・監事の推選、立候補の受付等)
- (3) 執行部体制(案)について
- (4) その他

出席者：青木理事長、小宮山役員選考準備委員長

選考委員（木幡理事、金子理事、宇野副理事長、大森理事、松村理事安部理事）、事務局（堀江参事）

5. 第273回理事会

日時：平成27年11月17日(火)、15:30～16:45

場所：全農薬ビル9F 会議室



議事：

(1) 議決事項

- 1) 第50回通常総会提出議題について
- 2) 平成28農薬年度取扱再開品目(販売価格)について
- 3) 平成28農薬年度価格(販売価格)について

(2) 協議事項

- 1) 第50回通常総会・安全協第38回全国集会次第について
- 2) 第51回通常総会・安全協第39回全国集会の日程・会場について

(3) 報告事項

- 1) 各委員会報告について
- 2) 平成28農薬年度価格情報について

(4) その他

出席者：青木理事長、宇野副理事長、理事各位、監事各位
事務局（堀江参事、山本副参事、宮坂技術顧問）

6. 第50回通常総会

日時：平成27年11月18日(水)、10:30～11:15

場所：海運クラブ(2階ホール)

議題：

- 第1号議案 平成27年度決算関係書類承認の件
- 第2号議案 平成28年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件
- 第3号議案 平成28年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件
- 第4号議案 平成28年度借入金最高限度額(案)決定の件
- 第5号議案 役員報酬額(案)決定の件

出席者：青木理事長、宇野副理事長、理事各位、監事各位

議長：小宮山理事



小宮山議長



報告する堀江参事



監査報告する金井監事

総会では平成 27 年度事業報告、収支決算、28 年度事業計画案が報告、原案どおり承認された。

7. 安全協第38回全国集会、情報交換会

日時：平成27年11月18日(水)、13:00～17:00

場所：海運クラブ(2階ホール)

次第：

- 1) 開会の辞
- 2) 理事長挨拶
- 3) 会長挨拶
- 4) 議長選出
- 5) 議事

- (1) 平成27年度事業報告、収支決算
- (2) 平成28年度事業計画(案)、収支予算(案)

6) 農薬シンポジウム実施報告
(北海道、青森県、神奈川県)

7) 特別講演

演題「化学物質の安全性と消費者の不安」

講師：公益財団法人 食の安全・安心財団

理事長 唐木 英明 先生

8) 来賓祝辞

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室 松井室長、(一社)日本植
物防疫協会 近藤業務執行理事、農薬工業会 平田会長

9) スローガン唱和

10) 閉会の辞

※安全協第38回全国集会の様子

● 青木理事長開会挨拶

お早う御座います。只今ご紹介戴きました全農薬の理事長を仰せつかっております青



木で御座います。本日は朝早い中、全国各地から多数の皆様方の御出席賜りまして、ここに第50回総会が開催できますことを心から厚くお礼申し上げます。

本年1年を振り返りますと自然の脅威が目立った年でありました。色々な災害があり農作物にも大きな被害がありました。それと同様に、我々の農業業

界にも大きな波が来ていることは皆様のご承知の通りであります。一つには、先頃大筋合意に至りましたTPPであります。これをいかに自分たちに有利な方向に展開していくのかが問題であります。

これは、我々だけではなく、川上から川下までいかに有利に展開するかにかかっております。自分たちが生き残るため、海外では大きなM&Aが進んでいるようなマスコミ報道もあります。一方、国内の農薬メーカーにおいては、いかに流通コストを削減するか等を検討しているわけで御座います。ここで、全農薬組合員が手をこまねいて従来どおりの商売をしておりますと我々の将来はないわけであります。

このような点を考慮し、最終的には商系が一致団結して全国農薬協同組合発展のため、頑張っていくではありませんか。と挨拶された。

【来賓の皆様のごあいさつ】

○農林水産省 消費・安全局農産安全管理課 松井農薬対策室長



農林水産省農薬対策室の松井です。まず、本日、第38回全国農薬安全指導者協議会全国集会が開催されましたこと、お祝い申し上げます。また、本協議会におかれましては、農薬安全コンサルタントを通じた啓蒙活動、農薬使用に関する講習会や一般の方々も対象とした座談会の開催など、農薬の安全かつ適正な使用に対する理解の向上に様々な形でご尽力いただいております。この場を借りまして改めてお礼申し上げます。

本年の6月から8月の農薬危害防止運動も無事終わりましたが、最近の農薬の事故（人の健康関係）は、本協議会が発足されました昭和50年代前半に比べると、4分の1程度になっています。これも本協議会の皆様の着実な活動の一つ一つの積み重ねによるところも大きいと考えています。

一方で、住宅地周辺、道路、公園、学校など、農業生産場面以外での農薬使用にもより配慮が求められています。農林水産省では環境省と連名で住宅地等における農薬使用について通知を発出し、農薬を使用する者だけでなく公共施設の管理部局など防除あるいは植栽管理を委託する側についても配慮を求めています。

また、社会的に関心の高いミツバチへの危害防止等についても、被害実態把握のため調査を実施しており、今年6月に調査2年目の結果を公表し、その結果を踏まえ、今までどおり水稻の開花期での被害軽減対策に加え、水稻以外でも一定の面積でまとまって栽培されている作物へ使用する際にも情報共有を推進するよう通知を発出しました。さらに、農薬メーカーに対し、農薬ラベルを見た農業者が養蜂家との情報交換を徹底できるよう使用上の注意事項について見直しを要請しました。

改めて申し上げる必要はないかもしれませんが、農薬行政の一つの目的は、将来にわたって、より安全性が高く質の良い農薬を我が国の生産者の方に安定的に供給することです。現在、農林水産省で進めている農薬登録制度の刷新も目的は同じです。

しかし、その取組は、農薬が供給された現場で適切に取り扱われて初めて結実するもの

と考えております。本日お集まりの皆様をはじめ全国の農薬を取り扱う皆様のご協力を得て進めていきたいと考えております。

最後になりますが、全国農薬安全指導者協議会の益々のご発展をお祈りいたしましてお祝いの言葉とさせていただきます。

○ 農薬工業会平田会長



ただ今ご紹介頂きました農薬工業会の平田でございます。第38回全国農薬安全指導者協議会の全国集會に際しまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

全国農薬安全指導者協議会は、全国農薬協同組合の農薬安全コンサルタントを中軸とした内部機関として設立されました。その活動は農薬使用時の危被害防止のみならず物流における安全性確保についても積極的に進めるなど、農薬の販売から末端ユーザーに至

るまで、幅広く安全の確保に努力しておられます。

特に、組合員社員を対象として実施しておられる植物防疫研修会は、昭和49年から現在に至るまで、延べ3,000名を超える研修修了者を輩出され、全国各地で農薬安全コンサルタントとして、安全防除指導の啓発活動に活躍しておられます。農薬安全コンサルタントは農薬を扱う専門家としての責任を認識し、全ての取扱者に対して適切な情報提供を行うなど、社会に信頼される心強いパートナーとして農薬工業会も深く敬意を表する次第です。

さて、日本の農業は食料供給を支える一方で、耕作放棄地の拡大や農業就労者の高齢化に加え、TPP協定への参加による生産体制や流通体制の見直し等、多くの課題を抱えております。このような状況の中、農業者の方々が自信を持って効率的に農作物を生産し、消費者が安心して消費できる環境を作ることが今後さらに重要性を増してくると思っております。農薬工業会は、2013年に創立60周年を迎えたことを契機に、将来ビジョン「JCPA VISION 2025」を策定いたしました。昨年のトライアルを経て本年度からは、「食料生産の重要性と農薬の役割」について会員各社の従業員、農業者及び流通関係者、さらにはアカデミアという3つの方向に向かって本格的に情報を発信する活動を開始いたしました。特に農業者及び流通関係者の方々に向けては「農薬ナビゲーター」活動と称し、会員各社の連携の下、営業担当者の通常活動に組み込み実施されております。本年度の目標の一つは、『農薬工業会として、農業者や消費者の方々に農薬に対する理解を高めるため新たにコンテンツを作成したので是非、流通の皆さんも活用していただきたい。要請がございましたら、いつでも当会会員メーカーから説明者を派遣します。』というメッセージを流通の方々に認識していただき、実際に広く使って頂くことです。その一歩として、来年2月に全国8カ所で開催される貴会の地区大会において20分程度のお時間を頂戴し、当会会員から農薬ナビゲーター活動の紹介をさせていただきます。農薬ナビゲーター活動を通じ、

農業への貢献という同一の目標を掲げる全国農薬協同組合及び全国農薬安全指導者協議会と当会の一層の連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ご協力の程をよろしくお願いいたします。最後に、全国農薬協同組合及び全国農薬安全指導者協議会の活動を通して、貴会の会員各社の事業が今後ますます発展するとともに、本日ご列席の皆様のご健勝とさらなるご活躍を記念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

○（一社）日本植物防疫協会 近藤理事



日本植物防疫協会理事の近藤でございます。本日は全国農薬安全指導者協議会の全国集会にお招きいただきありがとうございます。本来であります理事長がご挨拶申し上げるべきところですが、本日は所用により失礼をさせていただいております。僭越ですが代わってごあいさつをさせていただきます。まずは、「全国農薬安全指導者協議会」第38回全国集会の開催おめでとうございます。あらためて長年にわたる会員の皆様のご活動に敬意を表しますとともにお祝い申し上げます。さて、ご案内のとおり世界の人口は、現在約73億人と推定されており、この50年余りの間に約2.4倍に膨らみました。我が国では高齢化とともに人口減少が問題となっていますが、世界的には今後も人口の爆発的な増加が続き、2050年には90億人以上になると予測されています。しかも今後は肉食の増加が想定されますので、農産物生産量は人口の増加率をはるかに超えて現状の2倍以上が必要だとも言われています。世界的レベルでの食料の争奪が深刻な問題になってくることが予想されます。すでに農地の拡大は期待できませんので、生産性の向上が喫緊の課題であるとともに、収量に大きな影響を及ぼす病害虫の被害を最小限にするための防除技術とそれを支える農薬の役割は増々重要になってくると思われます。一方、我が国の食料自給率はいまや先進国の中で最低レベルとなっており、世界的な人口増加の中で最低限のナショナルセキュリティを維持するためにも、長期的展望にたった食料自給率の確保と、そのための再生産可能な農業維持の仕組みづくりに真剣に取り組まなければなりません。また、そのことに対する国民的なコンセンサスづくりが課題となっています。しかしながら我国の農業を取巻く環境は、ご案内のとおり注目されていたTPP交渉の大筋合意の結果は極めて厳しい内容であり、農業構造の変革期を迎えている国内農業に対する懸念材料が増していると言わざるを得ません。さらに、生産現場では、温暖化や栽培作物の多様化、農産物流通の国際化、担い手の高齢化や新規就農者のサポートなど多くの課題が山積していますが、残念ながら多くの指導機関では組織や体制の弱体化が進んでいると言わざるを得ません。こうした状況を乗り越えるためには、植物防疫に関わる多くの関係者が課題を共有し、それぞれが果たすべき機能を見直し、連携して取り組むことが重要です。いま、全農薬さんが、さらに高度な専門性を備えた指導者の育

成に取組み、本協議会活動の一層の機能強化をはかっていこうというのは、まさに時を得たものであり、敬意を表すとともに期待をしております。農薬が農業生産に正しく貢献できるような環境をつくるためには、生産者や消費者の皆さんに正しい情報を発信し続ける継続した活動が大切です。全国農薬安全指導者協議会の皆さんが果たすべき使命は増々重要になってくると考えます。私ども協会でも、研修会の開催にとどまらず、病虫害防除や農薬事業のプロとして活躍しようという皆さんをできる限りサポートしていきたいと考えています。具体的な取組みの一つとして、会費無料の一般会員制度を設け、植物防疫に関する課題の共有化や情報提供の充実に努めているところです。会員登録はHPからの申込み受付をしていますので是非この機会にご参加いただければ幸いです。最後になりますが、全国農薬安全指導者協議会の更なる発展と皆様のご活躍を祈念いたしましてお祝いのご挨拶とさせていただきます。

○ 特別講演

演題「化学物質の安全性と消費者の不安」

講師：公益財団法人 食の安全・安心財団

理事長 唐木 英明 先生



はじめに 農薬はなぜ嫌われるのか？

農薬に対する非難

- ・ 健康被害と環境破壊
- ・ 声を上げているのは一部医師と反対団体

政府の対策

- ・ そもそも農薬は厳しく規制されている
- ・ 危害が科学的に証明されれば禁止等の措置
- ・ 科学的不確実性の段階では対策は分かれる
 - ① 予防の措置(多くの場合、ポピュリズム政治の結果)
 - ② 「リスク最適化」の総合的判断(科学技術の適正利用)

反対団体の声が広がり、それが政治的に取り上げられるのはなぜか？ メディアが「無農薬」を持ち上げるのはなぜか？

- ・ メディア関係者を含む多くの人が持つ誤解に基づく不安、その背景に過去の記憶、政治と企業と科学への不信
- ・ 添加物、遺伝子組換えも同じ科学と感情の対立

○今回は、農薬はなぜ嫌われるのかの箇所について（抜粋）

本日は化学物質の安全性と消費者の不安と言う題名でお話したい。農薬はなぜ嫌われるのかに興味があるだろうということで、最初に本日、お話したいスライドを1枚用意しました。農薬に対する非難は、大きく分けると「健康に悪い」と「環境に悪い」の二つであることは皆様のご存知の通り。これらを問題視して声を上げているのは健康被害・アレルギーについては一部の医師や、一部の環境団体が大きな声を上げていることがあります。農薬に対する政府の政策は、皆様ご承知の通りで、そもそも農薬は非常に厳しく規制されているので安全性には問題が無い。もしも、今使われて

いるような農薬で危害があると言うことが科学的に証明されれば、これはすぐに禁止等の措置がとられる。しかし、問題は明確に科学的な根拠がまだ得られない、いわゆる科学的に不確実の段階でどうするか、これが今、世界的に問題になっているところです。これに対しては二つの方法がある。一つは「予防の措置」と言うやり方、もう一つが「リスク最適化」と言うやり方である。「予防の措置」というのは、既にヨーロッパなどがそうなんです。一般の方々の声、あるいは環境団体の声に政府がかなり動かされてきているところがあって、多くの場合予防措置をとっているところはポピュリズム（大衆迎合の政治の結果）のせいにするということもあり、欧州の例ではホルモンを使った米国の肉は輸入しないといった貿易の障壁に使っている場合もあり必ずしも科学的な根拠だけではない。一方、「リスクの最適化」の場合は、リスク管理者にとっては一番心がけなければいけないところで、例えば、農薬を全部止めたら確かに農薬のリスクはゼロになる。その代わり農業がどうなるのかというもっと大きなリスクが出てくる。両方のリスクを一番小さくするのはどうしたら良いのか、これが「リスクの最適化」という考え方である。

例えば、農薬は環境に悪いと言われているが、最大の環境破壊者はそもそも「農業」と「畜産業」である。環境破壊をゼロにしようとするれば農業と畜産業を辞めればよい。しかしそれでは人間は生きていけないわけです。だから農地の拡大を防ぐと言うことは環境維持することにとっても大事です。農地を拡大するために今、ジャングルがどんどん焼かれ、そして新しい農地になっている。それを止めるためには、現在の農地の効率を最大限にする。新しい農地を増やすことを止める。そのためには絶対に農薬が必要なのです。

こう言うような農薬を止めることのメリットとデメリットをきちんと計算して、そして、リスクを小さく最適化するのが言うことが科学技術の適正な利用にとっても大切なことである。

その他、以下の項目について分かりやすく講演された。

○反対団体の声が広がり、それが政治的に取り上げられるのはなぜか？

○メディアが「無農薬」を持ち上げるのはなぜか？

メディア関係者を含む多くの人が持つ誤解に基づく不安、その背景に過去の記憶、政治と企業と科学への不信

○科学と感情の対立

○食の安全と化学物質

- 1 日本の食品は安全 ⇒ 心配は微生物による食中毒だけ
- 2 人間は誤解する動物⇒ ヒューリスティックのふしぎ
- 3 化学物質の多くの誤解⇒嫌われ者になった理由
- 4 それではどうするのか？⇒ 安心＝安全＋信頼

※非常に興味深い講演であったが紙面の都合上割愛。

○ 全農薬組合員永年勤続表彰

青木理事長を囲んで永年勤続の皆さん



●「情報交換会」17:30~19:00

1) 挨拶 青木理事長



青木理事長が挨拶に立ち、TPPが大筋合意に至りました。これを受け日本の農業を心配する声も聞かれますが、私はチャンスだと思っています。このチャンスをいかに活かす

かにかかっております。また、これを契機に技術に磨きをかけ生き残ろうではありませんか。全農薬の財産はここにいらっしゃる 203 名の会員と現場に密着した技術です。我々の技術を磨き「いかに世界の農家と戦えるようにしていくか」が全農薬に与えられた使命です。先人達が作ってくれたこの組織に皆様とともに前向きに真剣に取り組んでいきたいと思ひます」と挨拶した。

2) 来賓祝辞

○農林水産省植物防疫課島田課長



ご出席の皆様方におかれましては、日頃より植物防疫事業の推進に関しまして、御尽力を頂いており、厚く御礼申し上げます。この場をお借りしまして、最近の植物検疫をめぐる情勢について、お話させていただきます。

(指定有害植物の見直し)

現在、植物防疫課では、国の発生予察事業の対象となる指定有害動植物の見直しを進めています。近年、地球温暖化や栽培体系、防除体系の変化などの影響、薬剤抵抗性病害虫やウイルスを媒介する害虫の発生など、病害虫の発生様相の変化が生じています。このような状況を踏まえ、平成12年4月以降約16年振りに指定有害動植物の見直しを行うこととしました。今回の見直しでは、都道府県による重要性評価や国によるリスク評価などに基き選定した病害虫について、外部委員による検討会、パブリックコメントなどの手続きを経て、来年3月を目途に省令改正を行っていくこととしています。

(地域特産作物(マイナー作物)の農薬適用拡大)

現在、植物防疫を巡る情勢については、薬用作物などマイナー作物の農薬登録の推進をはじめ、短期暴露評価への対応、薬剤耐性病害虫・雑草への対応など、多くの課題があります。これらの課題に取り組むため、平成15年3月に設置した「マイナー作物農薬登録推進中央協議会」を廃止し、病害虫防除体系の確立や農薬登録の推進を目的として、本年9月に「病害虫防除・農薬登録推進中央協議会」を新たに設置したところです。今後は、新たな体制の下、都道府県等からの要望や情報を幅広く収集し、関係者で共有するとともに、課題の解決に向けた技術的な対応の検討などを行うこととしており、第1回目を今年30日に開催することとしたところです。

(ドローン等の小型無人機について)

本年4月に首相官邸屋上でドローンが発見された事案等を踏まえ、政府として「関係府省庁連絡会議」開催し、小型無人航空機の運用ルールづくりを進めているところです。本年12月10日には、改正航空法が施行され、これまで規制の対象となっていなかった無人航空機について、飛行禁止区域の設定や飛行の方法などが規定されました。これによ

り、産業用無人ヘリコプターなどにより農薬散布等を実施する際には、国土交通省の許可・承認を得た上で飛行させることが必要となります。植物防疫課では、国土交通省と協議し、引き続き産業用無人ヘリコプターによる農薬散布等が円滑に実施できるよう、技術指導指針に基づき安全対策を講じて実施されている無人航空機の飛行について、申請手続きの簡素化などを図るように検討を行っています。

（キウイフルーツかいよう病の Psa 3 系統）

昨年我が国で初めて発生が確認、されたキウイフルーツかいよう病 Psa 3 系統については、これまでの調査で13都県で発生が確認されました。本年8月に第3回専門家会合を開催し、これまでの本病の発生調査、被害状況、試験研究の結果などを踏まえ、今後の防除対策について取りまとめたところです。具体的な対策としては、輸入検疫措置の強化として「①発生国に対する輸出前検査措置」、国内防除措置の強化として「②国内生産流通する苗・花粉の指定種苗検疫の実施」、「③発生予察の対象として生産者等に適期防除を促す指定有害動植物の指定」、「④防除対策マニュアル（暫定版）の作成」を講ずる必要があるとされ、現在早期に実施に向け手続きを進めているところです。

（PPV）

ウメ輪紋ウイルスにつきましては、平成22年より緊急防除を実施しており、昨年、緊急防除区域の一部で初めて根絶が確認されました。一方、多くの地域では新たな発生が確認され、引き続き根絶に向けた取組を強化することとしています。

ジャガイモシロシストセンチュウ

本年8月に北海道網走市においてジャガイモシロシストセンチュウの発生が確認されました。現在、発生地域の土壌調査により発生範囲を特定を行っており、さらに防除の圧力を強めていきたいと考えております。

（ミカンコミバエ）

鹿児島県奄美大島において、ミカンコミバエ種群が継続的に誘殺されていることから、12月13日から緊急防除を実施することとして、11月13日に省令・告示の官報公示を行ったところです。現在、有人ヘリコプターを利用したテックス板の散布や寄主果実の廃棄などによる防除や寄主果実の移動制限によるまん延防止対策を講じており、早期根絶を図っているところです。

最後になりますが、皆様方におかれましては、今後も植物防疫事業の推進への御理解、御協力を頂きますことをお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

○ 農林水産省生産局農産部技術普及課 真鍋課長

農林水産省生産局農産部技術普及課の真鍋でございます。はじめに、安全協会員の皆様方におかれましては、日頃より、各地域において、農薬の流通・販売さらには農業者の方への適正な農薬使用の徹底等を通じて、我が国農業の発展にご尽力頂いており、厚く御礼申し上げます。技術普及課においては、俗にいう普及指導員の活動支援を行っております。

農業・農村の情勢が大きく変化する中、生産技術の指導、農業者の経営強化の支援の他、



地域農業の将来ビジョンの策定、各種施策の活用等の支援などの対応業務が拡大しているところでありますが、他方、地方の行財政改革等により、普及指導員は全国的に減少傾向にあります。このような中、今後の普及指導活動の課題や方法の基本となる「協同農業普及事業の運営に関する指針」を本年5月に改定し、

その中で、民間ができる活動は民間に委ね、普及指導員が担う分野を重点化するとともに、新規就農者の育成や地球温暖化・災害への対応等、公的普及が果たすべき役割について、取組を一層強化することで、官民合わせて農業・農村の発展に寄与していくことを打ち出しております。今後、多様な関係者による総合力の発揮により農業者支援の充実強化を進めるため、民間と普及の連携を促進していく考えであり、その際は関係者皆様の積極的な御協力をお願いできれば幸いです。また、本年6月に「日本再興戦略」改訂2015において、飼料用米の反収を平成37年に759kg/10a（平成25年:511kg/10a）を目指しつつ、新たに担い手の飼料用米の生産コスト（60kg当たり）を平成37年までに現状（平成25年）から5割程度を低減する目標を新たに掲げたところであり、この目標の実現に向けては、多収性専用品種の開発やコスト削減、適切な防除による収量の確保が必要であり、農薬分野における役割も重要と考えております。現在28年産の飼料用米の生産に向け、関係課長をメンバーとする省内チームにおいて、年内中に「飼料用米生産コスト低減のマニュアル」を作成すべく作業中の状況です。このマニュアルが完成した暁には、関係の皆様とも連携して推進していきたいと考えておりますので、御協力方よろしくお願い申し上げます。さらに、TPP対策については、月内の取りまとめに向けて、現在自民党の中で議論が進みつつあります。資材関係についても、今後の検討課題として生産資材価格のあり方に関する話が出ておりまして、必要に応じて、状況をお知らせしてまいりたいと思います。最後に、本日出席の皆様におかれましては、引き続き我が国農業の更なる発展に向けて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、益々のご健勝とご発展を祈念申し上げ、私のご挨拶とさせていただきます。

3) 乾杯：独立行政法人 農林水産消費安全技術センター農薬検査部 小畠理事



FAMIC 農薬検査部の紹介をすると共に、乾杯の音頭をとられた。

4) 中締め



公益社団法人 緑の安全推進協会 内田専務
宴たけなわのなか、中締をする内田専務。

○ 情報交換会の様子



8. 農薬工業会 虫供養

日時：平成27年11月20日（金）16:00～17:30

場所：金龍山 浅草寺本堂

出席者：事務局（堀江参事、宮坂技術顧問）



9. 公益社団法人 緑の安全推進協会 運営委員会

日時：平成27年12月9日（水）13:30～15:00

場所：緑の安全推進協会 会議室

議題：

- (1) 協議事項
 - 1) 平成27年度事業計画の確認
- (2) 報告事項
 - 1) 委員会活動
 - 2) 緑の安全管理士関連
 - 3) 農薬工業会受託事業
- (3) その他
 - 1) 今後の予定

10. 第22回執行部協議会

日時：平成27年12月10日（木）9:00～10:30

場所：全農薬ビル9F 会議室

議題：

- (1) 理事会議決事項について
 - 1) 平成28年度購買事業価格及び諸条件に関する件
 - 2) 組合員の脱退、新規加入に関する件
- (2) 理事会協議事項
 - 1) 平成28年度各委員会の課題について
 - 2) その他

出席者：青木理事長、宇野副理事長、北濱IT・広報委員長
金子経済活動委員長、石黒総務委員長、大森教育安全委員長
事務局（堀江参事、山本副参事、宮坂技術顧問）

11. 平成28年度第2回役員選考準備委員会

日時：平成27年12月10日（木）、10：30～12：00

場所：全農薬ビル9F 会議室

議題：

- (1) 役員選挙規約による役員選考の進め方について（意見交換）
- (2) 執行部体制（案）について（意見交換）
- (3) その他

出席者：小宮山委員長、木幡委員、金子委員、宇野委員、大森委員、松村委員、
安部委員、事務局（堀江参事）

12. 第274回理事会

日時：平成27年12月10日（木）

場所：全農薬ビル9F 会議室

議題：

- (1) 議決事項
 - 1) 平成28年度購買事業価格及び諸条件について
 - 2) 組合員の脱退、新規加入について
- (2) 協議事項
 - 1) 平成28年度地区会議次第（講師等）について
 - 2) 平成28年度課題について
（執行部協議会、委員会）
 - 3) クブラビットホルテの在庫消化策について
 - 4) 平成28年度行事日程について
 - 5) 平成28年度安全協ポスター（デザイン）について
- (3) 報告事項
 - 1) 委員会報告について
 - 2) 組合員の民事再生法申請について
 - 3) 組合員数及び出資金（増資）について
 - 4) 全農薬受発注システム利用メーカー協議会第6回総会について
- (4) その他

出席者：青木理事長、宇野副理事長、各理事、各監事
事務局（堀江参事、山本副参事、宮坂技術顧問）

13. 全農薬受発注システム利用メーカー協議会第6回総会

日時：平成27年12月11日（金）、10：30～12：00

場所：全農薬ビル9F 会議室

議題：

（1）平成27年度事業概要報告

- 1）全農薬受発注システム利用メーカー協議会の実施概況について
- 2）全農薬受発注システムの利用状況について（組合員、メーカー）
- 3）全農薬受発注センター活動報告について

（2）平成28年度事業計画

- 1）全農薬受発注システムの運用体制について
- 2）全農薬受発注システムの組合員利用促進計画について（県別、地区別）
- 3）全農薬受発注センター活動計画について

（3）その他

出席者：全農薬受発注システム利用メーカー9社（2社欠席）

全農薬受発注センター

全農薬（青木理事長、宇野副理事長、北濱IT・広報委員長）

事務局（堀江参事、宮越担当）

組合員の動き等

「組合員の脱退、新規加入」

【脱退】

- ・ 組合員名：株式会社 三善（長野県）
（理由）平成27年12月1日付けで、株式会社アグログリーンへ営業譲渡
- ・ 組合員名：株式会社 加村農薬（静岡県）
（理由）平成28年1月1日付けをもってイノチオプラントケア株式会社と合併し、イノチオプラントケア株式会社が存続会社となる。
- ・ 組合員名：太平物産 株式会社（秋田県）
（理由）平成27年11月27日の民事再生法申請のため。

【新規加入】

- ・ 組合員名：イノチオプラントケア株式会社静岡営業課

【安全協幹事交代】

【鹿児島県】

（旧）渋谷忠直 カネコ種苗（株）都城支店鹿児島営業所 ⇒（新）高島正秋（株）温仙堂
さつま川内営業所

行政からのお知らせ

1. 「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱い」の制定及び留意すべき事項について

27 消安第 4546 号

国空航第 734 号

国空機第 1007 号

平成 27 年 12 月 3 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

国土交通省航空局長

「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱い」の制定及び留意すべき事項について

本年 9 月に航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）が一部改正され（本年 12 月 10 日施行）、産業用無人ヘリコプター、ドローン等の無人航空機の飛行について、飛行の禁止空域、飛行の方法等が新たに規定されたところである。

これに伴い、本年 12 月 10 日以降、無人航空機を用いて空中散布等（空中からの農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査をいう。以下同じ。）を実施する場合は、国土交通大臣に事前に申請し、あらかじめ許可・承認を得ることが求められている。

また、国土交通大臣による許可・承認が円滑かつ迅速に実施できるよう、別添のとおり、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱い」（平成 27 年 12 月 3 日付け国空航第 734 号、国空機第 1007 号国土交通省航空局長、27 消安第 4546 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「両局長通知」という。）を定めたところである。

このため、空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱い等を含め、改正法の施行後に無人航空機による空中散布等を実施するに当たって留意すべき事項を下記のとおり取りまとめたので、貴職におかれては、これらの事項について留意いただくとともに、関係市町村、都道府県協議会（無人ヘリコプター協議会）、農林業者の関係団体、防除業者等の関係者に周知いただくようお願いする。

記

1 飛行禁止空域に係る許可申請について（法第 132 条関係）

（1）飛行禁止空域の概要

改正後の法第 132 条において、無人航空機の飛行禁止空域が規定され、以下の空域で無人航空機を飛行させる場合は、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされたこと。

ア 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域（※1）

※1 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 236 条において「（空港等周辺に設定された）進入表面等の上空の空域」「地表又は水面から 150 m 以上の高さの空域」等と規定。

イ ア以外の空域であって、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域（※2）の上空

※2 規則第 236 条の 2 において「国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）」と規定。

（2）許可申請に当たっての留意点（人口集中地区が含まれるかどうかの確認）

無人航空機を飛行させる場合は、あらかじめ飛行の経路に人口集中地区が含まれるかどうかを確認すること。特に、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条に規定する「農用地区域」は、一般的に人又は家屋が密集している地域ではないが、人口集中地区には該当するケースもある（例：新興住宅地の周辺の生産園地等）ことから、十分に注意すること。

なお、人口集中地区が含まれるかどうかについては、国土交通省航空局や総務省統計局のホームページにより確認できること（※3）。

また、無人航空機による空中散布等を実施する者の中には、ホームページにより人口集中地区を確認することが困難な者がいることも想定されることから、市町村、都道府県協議会（無人ヘリコプター協議会）及び農林業者の関係団体にあっては、これらの者から人口集中地区が含まれるかどうか確認したいとの問い合わせがあった場合は、的確に対応できるようにすること。

※3 人口集中地区の確認方法

① 国土交通省航空局のホームページ

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

② 総務省統計局のホームページ

<http://www.stat.go.jp/data/chiri/gis/did.htm>

2 飛行の方法に係る承認申請について（法第 132 条の2 関係）

（1）飛行の方法の概要

改正後の法第 132 条の2 において、無人航空機の飛行の方法が規定され、以下の場合に無人航空機を飛行させるときは、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならないこととされたこと。

ア 日出から日没までの間において飛行させられないとき。

イ 飛行させる無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させられないとき。

ウ 人又は物件との間に国土交通省令で定める距離（※4）を保って飛行させられないとき。

※4 規則第 236 条の4 において「30m」と規定

エ 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者が集合する催しが行われている場所の上空において飛行させるとき。

オ 飛行させる無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件に損傷を与えるおそれがある物件で国土交通省令で定める（※5）を輸送しなければならないとき。

※5 規則第 236 条の5 において「火薬類」「高圧ガス」「引火性液体」「毒物類」等を規定

カ 飛行させる無人航空機から物件を投下しなければならないとき。

（2）承認申請に当たっての留意点

空中からの農薬、肥料、種子又は融雪剤の散布については、（1）のオ、カ等に該当するため、必ず承認申請を行う必要があること。

また、空中からの調査については、（1）のオ及びカには該当しないものの、その他に該当する場合は、承認申請を行う必要があること。

3 国土交通大臣の許可・承認の取扱いについて

「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。）に基づき空中散布等を実施する場合は、機体・散布装置の認定・登録、オペレーターの認定・管理、安全な空中散布等の指導・徹底等の安全対策が講じられているとして、両局長通知において、以下のとおり、国土交通大臣による許可・承認の取扱いについて簡素化が図られていること。

こうした趣旨を踏まえ、今後、空中散布等を実施するに当たっては、安全かつ適正な空中散布等の実施を確保するため、技術指導指針の徹底を図る必要があること。

(1) 申請手続の簡素化

ア 空中散布等を目的として無人航空機を飛行させる者の許可・承認申請は、一般社団法人農林水産航空協会（以下「農水協」という。）や都道府県協議会（無人ヘリコプター協議会）が代行して申請することができること。

イ 許可・承認申請を行う者は、無人航空機を飛行させようとする者に関する情報を取りまとめた資料として、技術指導指針に基づく「空中散布等事業計画」又は両局長通知の様式2を申請書の添付資料とすることができること。

ウ 緊急を要する場合として、例えば、病害虫の発生等の対応のために「空中散布等事業計画」に記載されていない場所で飛行させる場合は、技術指導指針に従って飛行させることにより安全が確保される限りにおいては、許可・承認を受けて飛行しているものとして取り扱うこと。

なお、空中散布等を実施した者は、緊急を要する場合の飛行を含め、空中散布等を目的とした無人航空機の飛行の実績を農林水産省消費・安全局植物防疫課に報告すること。

(2) 許可・承認の基準の弾力化

ア 農水協による性能等の確認を受け、かつ、農水協の登録を受けた機体については、許可・承認の基準に適合していると判断し、個別の審査は不要とすること。

イ 農水協による技能確認を受け、かつ、農水協による認定証が交付されている者については、許可・承認の基準に適合していると判断し、個別の審査は不要とすること。なお、許可等に係る事務を円滑に行うため、農水協は、登録した機体の一覧表及び技能認証を行った者の一覧表を国土交通省航空局安全部運航安全課に情報提供すること。空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の制定について

※ 申請様式等は省略

2. 空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の制定について

27消安第4545号

平成27年12月3日

各地方農政局長 あて

農林水産省消費・安全局長

空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の制定について

農林水産省では、無人ヘリコプターによる空中散布等（空中からの農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査をいう。以下同じ。）について、人畜、農作物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、その適正な実施に資するため、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）等により、安全対策の徹底を図ってきたところである。

本年9月に航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号）が成立（本年12月10日施行）し、産業用無人ヘリコプターやドローン等無人航空機の飛行に当たり、飛行の禁止空域や飛行の方法等が新たに規定された。

このことから、本年12月10日以降、無人航空機を用いて空中散布等を実施する場合には、国土交通大臣に事前に申請し、あらかじめ許可及び承認を得ることとされたところである。

これらの状況を踏まえ、別添のとおり、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」を制定したところである。

貴職におかれては、このことについて留意いただくとともに、貴局管下都府県宛てに通知し、その指導につき遺漏のないようにされたい。

なお、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」が施行される平成27年12月10日をもって、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）は廃止する。

技術指針については以下のホームページに掲載。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujiyo/pdf/honbun.pdf>

キダチダリア

キダチダリア（木立ダリア、学名 *Dahlia imperialis*、英名：Tree dahlia）



キダチダリアはキク科ダリア属の植物で、メキシコが原産。日本では学名を直訳した「皇帝ダリア」の別名でも呼ばれる場合が多い。学名の *Dahlia* は、ダリア属の、を意味し、*imperialis* は、威厳のある、を意味する。*Dahlia* は18世紀のスウェーデンの植物学者 Dahl（ダール）に由来する。特徴は茎が太く草丈が高く短日植物のため開花時期が11月下旬からと遅い。近くに街灯や電灯があると日が長いと感じ、花芽をつけないので注意が必要。よく成長すると86mにも達し、2階の窓からも花を楽しめるが、草丈を高くし

たくない場合は、何回か切り戻して高さを調整する必要がある。風に弱いため、草丈を伸ばす場合は、あらかじめ丈夫な支柱を立てて置くことが必要。なお、品種は少なく薄紫色の一重の花を咲かせる野生種と、園芸種の八重咲きのものがある。庭植えのものは露地で越冬するが、鉢植えでは凍らせないように管理が必要。



最近、日本では鑑賞用の園芸植物として庭の廻りに植えられものがい。原産地のグアテマラケクチ族の人々は葉をサラダのように補助食として食する。また、アステカ人はキダチダリアを「水の杖」を意味する「*acocotli*」と呼び、狩猟のため山中を歩く際、水筒として用いた。

花言葉：乙女の真心



本年は大変お世話になりました。来年も宜しくお願いします。
全農薬事務局職員一同